

議案第30号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月13日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置及び負担調整措置に関する規定について引用条項を整理するとともに、軽自動車税の環境性能割を廃止し、及び軽自動車税のグリーン化特例の期間を延長するに当たり、改正の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第10号

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「の種別割」を削る。

第25条の 2 を削る。

第26条の見出し、同条、第27条の見出し及び同条第 1 項、第28条の見出し、同条第 1 項、第29条の見出し、同条並びに第30条第 2 項第 3 号中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第38条第 1 項第 2 号中「、法第454条」を削る。

附則第26項第 3 号中「法附則第15条第25項第 1 号イ」を「法附則第15条第24項第 1 号イ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同項第 4 号中「法附則第15条第25項第 1 号ロ」を「法附則第15条第24項第 1 号ロ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同項第 5 号中「法附則第15条第25項第 1 号ハ」を「法附則第15条第24項第 1 号ハ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同項第 6 号中「法附則第15条第25項第 1 号ニ」を「法附則第15条第24項第 1 号ニ」に、「 $\frac{2}{3}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改め、同項第 7 号中「法附則第15条第25項第 2 号」を「法附則第15条第24項第 2 号」に、「 $\frac{6}{7}$ 」を「 $\frac{3}{5}$ 」に改め、同項第 8 号中「法附則第15条第25項第 3 号イ」を「法附則第15条第24項第 3 号イ」に、「 $\frac{3}{4}$ 」を「 $\frac{2}{3}$ 」に改め、同項第 9 号中「法附則第15条第25項第 3 号ロ」を「法附則第15条第24項第 3 号ロ」に、「 $\frac{3}{4}$ 」を「 $\frac{2}{3}$ 」に改め、同項第 10号中「法附則第15条第25項第 3 号ハ」を「法附則第15条第24項第 4 号」に改め、同項中第11号から第13号までを削り、同項第14号中「法附則第15条第28項」を「法附則第15条第27項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第15号中「法附則第15条第32項」を「法

附則第15条第31項」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第16号を第13号とし、第17号を第14号とする。

附則中第27項から第29項までを削る。

附則第30項の前の見出し中「の種別割」を削り、同項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「以下この項から第33項まで」を「次項及び附則第29項」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第27項とする。

附則第31項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第28項とする。

附則第32項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第29項とする。

附則中第33項を削り、第34項を第30項とし、第35項から第37項までを4項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の逗子市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 5 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環

境性能割については、なお従前の例による。

6 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 逗子市市税条例の一部を改正する条例(平成26年逗子市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「の種別割」を削り、「逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和元年逗子市条例第10号)の規定による改正後の逗子市市税条例(以下「令和元年改正条例」という。)附則第30項」を「逗子市市税条例の一部を改正する条例(令和8年逗子市条例第10号)の規定による改正後の逗子市市税条例(以下「令和8年改正条例」という。)附則第27項」に改める。

附則第7項中「の種別割」を削り、「逗子市市税条例の一部を改正する条例(平成30年逗子市条例第30号)の規定による改正後の逗子市市税条例(以下「平成30年改正条例」という。)第26条第2号ア及び令和元年改正条例附則第30項」を「令和8年改正条例第26条第2号ア及び附則第27項」に改め、同項の表中「平成30年改正条例第26条第2号ア」を「令和8年改正条例第26条第2号ア」に、「令和元年改正条例附則第30項」を「令和8年改正条例附則第27項」に改める。